

機能証明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
四国森林管理局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

下記証明事項以外その他装備事項等の詳細については、カタログ等で証明します。

		納入しようとする自動車の性能等
①	車名	
②	型式	
③	車両重量(kg)	
④	乗車定員(人)	
⑤	総排気量(cc)	
⑥	燃費値(km/L) (WLTC モードによる値または JC08 モードによる値) (小数点以下第 2 位四捨五入)	
⑦	政府の「環境物品等の調達の推進に関する基 本方針(令和 7 (2025)年 1 月)」に規定 された基準に適合していること。	乗用車 · 小型貨物車 適 · 否

* * * * * 以下 四国森林管理局担当係記入欄 * * * * *

$$\text{改善割合} = \left(\frac{\text{燃費目標値}}{\text{燃費基準値}} \right) \div \left(\frac{\text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値}} \right) - 1 = A \quad (\text{小数点以下第2位四捨五入})$$

$$\text{加算点の満点} = 50 \text{ 点} \times A = () \doteq B \quad () \quad (5 \text{ 点刻み切上 } 50 \text{ 点上限})$$

環境性能に係る得点

$$= 100 + B \times \frac{\frac{\text{提案車の燃費値}}{\text{燃費目標値}} - \frac{\text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値}}}{\frac{\text{燃費目標値}}{\text{燃費基準値}} - \frac{\text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値}}} =$$

小数点以下第2位四捨五入

○燃費目標値: 対象物件ごとに入札参加希望者より提出された機能証明書のうち、上記⑥ に記載された値が最高の数値を燃費目標値とする。

○燃費基準値: 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づく「環境物品等の調達推進に関する基本方針」(令和 7 年 1 月)の車両重量ごとの燃費基準値を参照。

○グリーン購入法に基づく車両重量ごとの燃費基準値に達しない車種の場合は、調達仕様を満足する自動車のうち、物件毎にもっとも燃費値の低いものを燃費基準値として 設定するものとする。

自動車の性能に関する審査要領

1 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件を全て満たしていること。

2 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点=環境性能(燃費値)に係る得点÷入札価格に係る得点とする。
- ② ①の「環境性能(燃費値)に係る得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点(100点)を与え、さらに、環境性能(燃費値)についてグリーン購入法基本方針の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点(加算点)を与える。

加算点は、50点×燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合(以下、改善割合という)を加算点の満点とし、入札者が納入しようとする自動車の環境性能が、仕様を満たす市販車の最高水準にあるもの(燃費目標値)と燃費基準値の間のどの位置にあるのかをもって評価する。具体的には、以下のとおりとする。

$$\left. \begin{aligned} \text{加算点} &= \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}} \\ &\quad (\text{小数点以下四捨五入}) \\ \text{加算点の満点} &= 50 \text{点} \times \text{改善割合} \quad (5 \text{点刻み切上で } 50 \text{点を上限}) \\ \text{改善割合} &= \text{燃費目標値} \div \text{燃費基準値} - 1 \end{aligned} \right\}$$

- ③ ①の「入札価格に係る得点」は入札価格を100万円で除して得た値とする。

3 自動車の燃費値の算定方法

JC08モード又はWLTCモードによる燃費値を使用するものとする。

- ① 評価する全ての自動車がWLTCモードによる燃料表示を行っている場合(JC08モードによる燃料表示をもとに行っている場合も含む。)は、WLTC燃料値により評価する。
- ② ①以外の場合は、JC08燃料値を優先するものとする(WLTC燃料値のみ表示している車両に限ってWLTC燃料値により評価)。